

消 防 特 第 225 号  
令 和 3 年 11 月 25 日

関係都道県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )

広域共同防災組織を設置することができる区域の変更に係る  
防災体制について (通知)

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令 (令和3年政令第314号) が本日公布され、広域共同防災組織を設置することができる区域の変更が行われました。

貴職におかれましては、広域共同防災組織を設置することができる区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第三百十四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和二年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

別表第三十七号中「西九条七丁目、」を削り、「から島屋三丁目まで」を「島屋二丁目」に改め、同表第四十一号口中「金沢町、尾上町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに尾上町養田字養田開拓」を「並びに金沢町」に改め、同表中第五十二号ハ(3)及び第七十一号を削り、第七十一号の二を第七十一号とし、第七十一号の三を第七十一号の二とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十一地区の項中「別表第七十一号、第七十二号」を「別表第七十二号」に改める。

## 理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、川内地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区等について区域の縮小を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文	
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	4

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和三年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～三十六 (略)</p> <p>三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区春日出南三丁目、島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区 西島五丁目、春日出中三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目 丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～四十 (略)</p> <p>四十一 東播磨地区 イ (略)</p> <p>ロ 兵庫県加古川市別府町西脇字新田の区域 同市別府町西脇字川中、字泓及び字皆作、別府町西脇三丁目並びに金沢町</p> <p>ハ (略) の区域のうち主務大臣の定める区域</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和二年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～三十六 (略)</p> <p>三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区春日出南三丁目、島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区 西島五丁目、春日出中三丁目、島屋一丁目から島屋九丁目まで、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目 丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～四十 (略)</p> <p>四十一 東播磨地区 イ 兵庫県加古郡播磨町宮西二丁目、宮西字古河、字川田及び字ヤシキ並びに本荘字宮ノ東の区域のうち主務大臣の定める区域 ロ 兵庫県加古川市別府町西脇字新田の区域 同市別府町西脇字川中、字泓及び字皆作、別府町西脇三丁目、金沢町、尾上町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに尾上町養田字養田開拓の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ハ 兵庫県高砂市の区域のうち次の区域 (1) 高砂町宮前町及び相生町の区域のうち主務大臣の定める区域 (2) 荒井町新浜二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p>

四十二～五十一 (略)  
五十二 岩国・大竹地区  
イ・ロ (略)

ハ 山口県岩国市の区域のうち次の区域  
(1)・(2) (略)

(削る)

五十三～七十 (略)  
(削る)

七十一 (略)

七十一の二 (略)

(3) 梅井五丁目及び梅井六丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) (1)から(3)までの区域に介在する道路の区域

四十二～五十一 (略)  
五十二 岩国・大竹地区

イ 広島県大竹市の区域のうち次の区域

(1) 明治新開及び東栄三丁目の区域

(2) 御幸町、東栄一丁目及び東栄二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 山口県玖珂郡和木町和木五丁目及び和木六丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ハ 山口県岩国市の区域のうち次の区域

(1) 装束町一丁目、装束町六丁目及び新港町四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 飯田町一丁目から飯田町三丁目まで及び日の出町の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 灘町及び藤生町一丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

五十三～七十 (略)  
七十一 川内地区

鹿児島県薩摩川内市港町字唐山及び字京泊の区域のうち主務大臣の定める区域

七十一の二 串木野地区

鹿児島県いちき串木野市大字荒川字岩坂、字落シ、字梅越及び字攻口の区域 同市大字荒川字小山、字小山ノ前、字愛宕平、字平木場、字柳ヶ本及び字焼蒔ヶ迫、深田下、野元並びに西薩町の区域のうち主務大臣の定める区域

七十一の三 鹿児島地区

鹿児島県鹿児島市谷山港一丁目及び谷山港三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

七十二〜七十五 (略)

七十二〜七十五 (略)



改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	区域令別表 号の二に掲げる地区の区域 第七十二号及び第七十二	(略)	(略)	(略)

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十五号まで及び第七十号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域